

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	広域 (内馬場、民田、北田原、南田原、北野、紫合、柏梨田、上野、広根、銀山、猪淵、肝川、差組、木津上、木津、木間生、枋原、林田、仁頂寺、島、鎌倉、杉生、西畑)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

猪名川町は兵庫県東南部に位置し、阪神都市圏域に属するとともに農林産物大消費地に近接する立地条件を活かし、稲作と露地果菜類を主体とする農業生産を展開してきた。近年は、経営発展のため、施設園芸の導入や、観光農業への取り組みが行われている。しかし、農家の高齢化に伴う労働力の不足と、離農者の増加が懸念され、機械更新時や世代交替等を機とする農地の流動化を円滑に推進する必要がある。
また、獣害被害は町全体として取り組む課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・認定農業者・認定新規就農者の育成を進めることで農地の保全・活用を図るとともに、農産物のブランド化・六次産業化を促進し、大阪・神戸など大都市の近郊に位置しているという立地上的優位性を生かすことで、商工・観光事業と一体となった農業の活性化を図る。
- ・施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手農家を中心に導入し、地域として産地化の形成を図ることとする。
- ・多様な担い手の確保を推進する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等担い手への集積・集約を基本としながら、規模拡大意向や、新規就農者があつた場合は、農地集積・集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、基本的に中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地区における整備要望等の把握に務める。 整備済み地区においても、施設の老朽化が懸念されることから、再整備を含めた圃場条件の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など農業生産に係わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう、必要な情報の提供、受入態勢の整備、研修の実施等の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスの活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④畑地化・輸出等	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="radio"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨耕畜連携等	<input type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害柵の設置や対策方法等について、関係機関と連携し積極的に取り組む。
- ③ 高齢化・人手不足により草刈作業をはじめとする農作業が負担となっていることから、機械化・スマート化を検討する。